

# 1 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書の改正について

## 〈改正理由及び内容〉

国の実施要綱及び要領の改正に対応するため、関係する条文を改める。

- ・花粉確保に係る緊急事業（「国産花粉緊急確保実証事業」並びに「花粉供給緊急対策事業」）、果実の輸出に係る実証事業（「果実輸送技術実証支援事業」）の廃止に伴う条文の削除：旧第10、12、14節
- ・新規就農者等に対する技術指導・園地管理等を習得するためのトレーニングファームの設置に関する新規事業の条文の追加：第5節
- ・苗木安定確保対策事業の事業メニューの追加に係る条文の追加：第7、8節
- ・その他所用の改正

新

## 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書(案)

### 第1条～第2条 (略)

#### (業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農產生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、及び産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農產第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2(以下「先導支援要綱」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

#### (1) 果実需給安定対策の推進

(2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業(先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助

#### (3) 知事が必要と認める業務の実施

#### (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

## 第2章 事業の実施に対する補助

### 第1節 総則

#### (事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実流通加工対策事業、並びに果樹先導的取組支援事業を実施する者に対して補助する。

## Ⅰ

### 果実等生産出荷安定対策事業業務方法書(案)

#### 第1条～第2条 (略)

##### (業 務)

第3条 本会は、定款第3条に基づく業務として、果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号。以下「果振法」という。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農產生産第3175号・3畜産1993号農林水産省農産局長、畜産局長連名通知)別紙3果樹農業生産力増強総合対策(以下「持続的生産要領」という。)、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等実施要綱(令和4年12月12日付け4農產第3506号農林水産省事務次官依命通知)別記1の別紙2(以下「先導支援要綱」という。)及び果樹農業強靭化緊急対策実施要領(令和5年11月29日付け5農產第3194号農林水産省農産局長通知。以下「果樹強靭化対策要領」という。)に基づき、以下に掲げる業務を行うほか、本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

- (1) 果実需給安定対策の推進
- (2) 果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業(先導支援要綱に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)及び花粉供給緊急対策事業(果樹強靭化対策要領に基づき実施する事業をいう。以下同じ。)の実施並びにこれらの事業に対する補助
- (3) 知事が必要と認める業務の実施
- (4) 本条に定める業務に附帯する業務

2～3 (略)

### 第2章 事業の実施に対する補助

#### 第1節 総則

##### (事業の実施に対する補助)

第4条 本会は、第3条第1項第2号の果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果汁特別調整保管等対策事業、自然災害被害果実加工利用促進等対策事業、果実加工需要等対応産地強化事業、果実輸送技術実証支援事業、果樹緊急総合対策支援事業、及び果樹先導的取組支援事業、花粉供給緊急対策事業を実施する者に対して補助する。

## 新

### 第5条～第7条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、持続的生産要領、緊急支援要領、先導支援要綱、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならないこと。

(2) 前号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

### 第9条～第11条 (略)

#### 第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下本節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 第1項の支援の対象となる取組には、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けて行う大規模な取組(以下「大規模効率生産」という。)を含む。

### 第13条～第15条 (略)

(推進事業)

第16条 推進事業(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、次のとおりとする。

(1) 大苗育苗ほの設置(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(1)の取組をいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するもとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するため必要な場合に苗木生産を行うものとする。

(2) 省力技術サポート支援(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(2)の取組をいう。以下同じ。)は、先進地や研究機関からの指導者派遣による技術指導及び産地内での省力樹形等の導入に係る研修会の開催等の取組を支援するものとする。

## 第5条～第7条 (略)

(補助金交付の際に附する条件)

第8条 本会は、事業実施者に対して補助金を交付する場合には、次の条件を附する。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)、持続的生産要領、緊急支援要領、先導支援要綱、果樹強靭化対策要領、中央協会の業務方法書及びこの業務方法書に従わなければならぬこと。
- (2) 前各号に定めるもののほか、本会が別に定める補助金の交付の目的を達成するため、特に必要と認める条件。

## 第9条～第11条 (略)

## 第2節 果樹経営支援対策事業

(事業の内容等)

第12条 果樹経営支援対策事業は(以下第2節において「本事業」という。)、産地の生産基盤を強化するため、産地自らが策定した果樹産地構造改革計画(持続的生産要領第2の5の(2)のエの果樹産地構造改革計画をいう。以下「産地計画」という。)に基づき、支援対象者(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のイの支援対象者をいう。以下同じ。)が行う支援の対象となる取組(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組をいう。以下同じ。)支援の対象となる取組に要する経費を補助する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

(新規)

## 第13条～第15条 (略)

(推進事業)

第16条 推進事業(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の(2)の取組をいう。以下同じ。)の支援対象となる取組は、大苗育苗ほの設置(持続的生産要領Iの第1の1の(3)のアの表の補助対象となる取組の欄の2の(3)の取組をいう。以下同じ。)とし、次に掲げるものとする。

ア 改植等による果樹未収益期間を慣行の方法より短縮化すること、又は入手困難な新品種の苗を早急に確保すること等を目的として、購入した苗等を一定期間育苗するための育苗ほを設置するものとする。なお、育成する苗等は、優良品目・品種の果樹の苗等とし、今後の改植の計画等を勘案し適切な規模のものとする。

イ 新品種の普及を早急に図るため、苗木が不足して入手しにくい苗木生産に必要な穂木の母樹を育成・維持する体制を整備するもとする。

ウ 自然災害等により苗木の確保が緊急的に生じた場合であって、産地計画を達成するために必要な場合に苗木生産を行うものとする。

(新規)

## 新

(3) まとまった面積での省力樹形等への改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組支援  
(持続的生産要領 I の第 1 の(3)のアの表の補助対象となる取組の丹野 2 の(3)の取組(以下「一斉改植支援」という。)をいう。)は、省力樹園地への転換を短期間で実施するため、自園地を省力樹形等に一斉改植し、成園までの間は代替園地で営農を継続する取組を支援するものとする。

### (関係機関等との調整)

第17条 推進事業(一斉改植支援を除く。)を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前 に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

第18条 (略)

### (整備事業の対象果樹園の要件)

第19条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

(1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域をいう。)及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害により被害を受けた果樹園については、この限りではない。

(2)～(3) (略)

### (整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 事業を実施する地域において産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であって、改植・新植又は高接を実施する園地は、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。

(2) 次に掲げるいづれかの要件を満たしていること(放任園地発生防止対策の取組を除く。)

ア～イ (略)

ウ 整備事業の実施後 1 年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体(持続的生産要領 I の第 1 の 1 の(3)のイの(ア)の⑦の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。)が改植を実施する場合にあっては実施後 2 年以内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壤土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が 1 ヶ所当たり地続きでおおむね 2 アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば 1 ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積で判断することとし、その面積がおおむね 2 アール以上(通常の管理では防ぐことができない病害虫による被害が発生した場合の改植にあっては、この限りではない。)であること。

(4)～(7) (略)

(8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備並びに自然災害が発生した場合の改植を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。

ア～ウ (略)

(新規)

## (関係機関等との調整)

第17条 推進事業を行う場合は、事業実施地区における他の類似の事業の計画に留意しつつ、事前に関係部署及び関係機関等と十分な調整を行うものとする。

第18条 (略)

## (整備事業の対象果樹園の要件)

第19条 整備事業は、以下に掲げるすべての要件を満たす土地を対象として実施するものとする。

(1) 原則として、農業振興地域内の農用地区域及び生産緑地法第3条に基づく生産緑地地区において実施できるものとする。ただし、移動改植元の果樹園、放任園地発生防止対策を行う果樹園、自然災害により被害を受けた果樹園については、この限りではない。

(2)～(3) (略)

## (整備事業実施の要件)

第20条 整備事業を実施する場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 持続的生産要領Ⅰの第1の1の(4)のアに掲げる要件。

(2) 次に掲げるいずれかの要件を満たしていること(放任園地発生防止対策の取組を除く。)

ア～イ (略)

ウ 整備事業の実施後1年以内に担い手に集積されることが確実な果樹園であること。ただし、特認団体(持続的生産要領Ⅰの第1の1の(3)のイの(ア)の⑥の中央協会が特に必要と認める者をいう。以下同じ。)が改植を実施する場合にあっては実施後2年内に担い手に集積されることが確実な園地であること。

(3) 改植、新植、高接、放任園地発生防止対策及び土壤土層改良を実施する場合にあっては、実施面積が1ヶ所当たり地続きでおおむね2アール以上であること。なお、改植、新植及び高接については地続きであれば1ヶ所として実施面積を判断することができる。ただし、自然災害又は通常の管理では防ぐことができない病害虫・生理障害による被害が発生した場合の改植にあっては、支援対象者ごとの合計面積がおおむね2アール以上(病害虫による被害が発生した婆の改植にあっては、この限りではない。)であること。

(4)～(7) (略)

(8) 防霜設備・防風設備の整備については、次の全ての要件を満たしていること。また、園内道の整備、傾斜の緩和、排水路の整備、用水・かん水設備及び園地管理軌道施設の整備を実施する場合にあっては、イの要件を満たしていること。

ア～ウ (略)

## 新

### (推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域において産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であって、改植・新植又は高接を実施する園地は、地域計画の区域内であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。
- (2) (略)
- (3) 大苗育苗ほの設置又は省力技術サポート支援を実施する場合にあっては、当該取組の支援対象者である市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。
- (4) 一斉改植支援を実施する場合にあっては、一斉改植を行う園地は、当該産地における対象品目のおおむね1経営体あたりの平均栽培面積以上の面積とし、代替園地は、初年度から収入を得られる園地であるとともに、当該支援対象者が一斉改植を行う面積以下であること。また、支援対象者は事業実施から5年間は、当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援対象者または事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

第22条～第32条 (略)

### (4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第33条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあっては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第124条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあっては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第15条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第34条～第43条 (略)

## 第3節 果樹未収益期間支援事業

### (事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業(以下本節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領Iの第1の2の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、前節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領Iの第1の2の(1)のエ又はオの取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領Iの第1の2の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 (略)

第45条 (略)

### (支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領Iの第1の2の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、次条及び第48条においても同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領Iの第1の2の(1)のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領Iの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

## (推進事業実施の要件)

第21条 推進事業を実施する場合にあっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 事業を実施する地域が持続的生産要領 I の第 1 の 1 の(4)のアに掲げる要件を満たしていること。

## (2) (略)

- 2 持続的生産要領 I の第 1 の 1 の(4)のイの要件において、推進事業を実施する市町村の区域又は生産出荷団体若しくは中央協会が特に必要と認める団体の業務区域における対象品目の果樹収穫共済又は収入保険の加入推進体制が整備され、加入率の向上に関する目標が設定されていること。

(新規)

第22条～第32条 (略)

## (4年後及び8年後の産地協議会による確認)

第33条 産地協議会は、整備事業の実施後4年間(補植改植にあっては植栽後4年間)に少なくとも1回及び第107条の規定に留意して整備事業実施から8年後(補植改植にあっては植栽後8年後)に1回、前条第3号に係る確認を行うとともに、第15条第1号により実施された内容、改植、新植及び高接による転換等の態様が維持されていることを確認し、本会に報告するものとする。

2 (略)

第34条～第43条 (略)

## 第3節 果樹未収益期間支援事業

## (事業内容等)

第44条 果樹未収益期間支援事業(以下第3節において「本事業」という。)は、産地の生産基盤を強化するため、支援対象者(持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のアからオまでに定められた支援対象者をいう。以下同じ。)に対し、第2節の果樹経営支援対策事業又は持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のエ又はオの取組により改植(補植改植を除く。)又は新植(以下第3節において「改植等」という。)が実施された後、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(2)の果樹未収益期間に要する経費の一部を補助する事業とする。

2 (略)

第45条 (略)

## (支援対象者の承認等)

第46条 本事業の支援を受けようとする者(持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のエ又はオの支援対象者を除く。以下、第47条及び第48条においても同じ。)は支援対象者としての承認を受けるものとし、その手続きは、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のウの支援対象者を除き、第22条の手続きと一体的に行うものとする。なお、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のウの支援対象者の場合にあっては、農地中間管理機構を通じて行う者とする。また、同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、改植等を行う者が本手続きを第22条の手続きと取りまとめて行うものとする。

## 新

### (補助金の交付の申請)

第47条 持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(7)の補助金交付の申請の手続きは、第26条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、前条に準じて行うものとする。

第48条 (略)

### (補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第45条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領 I の第 1 の 2 の(3)に定める補助率(定額)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる中央協会が実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

第50条～第51条 (略)

## 第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

### (事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(1)の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

### (削除)

2 (略)

### (中央協会が特認する支援対象者)

第53条 持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(3)のウの(カ)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

### (補助対象となる取組等)

第54条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(1)のエの表に示されているとおりとする。

### (事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領 I の第 1 の 3 の(1)の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

## (補助金の交付の申請)

第47条 持続的生産要領Iの第1の2の(7)の補助金交付の申請の手続きは、第26条の手続きと一体的に行うものとする。ただし、持続的生産要領Iの第1の2の(1)のウの支援対象者の場合及び同一の園地において、改植等を行う者と異なる者が本事業の支援を受けようとする場合にあっては、第45条に準じて行うものとする。

第48条 (略)

## (補助金の額等)

第49条 支援対象者ごとの補助金の額は、第45条の改植等の園地ごとの面積に、持続的生産要領Iの第1の2の(3)に定める補助率(定額)を乗じて得た額を合計した額とし、当該額を支援対象者に一括交付するものとする。

ただし、次に掲げる中央協会の実施細則に定める場合にあっては、この限りではない。

第50条～第51条 (略)

## 第4節 未来型果樹農業等推進条件整備事業

## (事業の内容及び実施者)

第52条 未来型果樹農業等推進条件整備事業は、次に掲げる事業とする。

## (1) 新産地育成型及び既存産地改良型

労働生産性を抜本的に高めたモデル産地を育成するため、持続的生産要領Iの第1の3の(1)の実施により、まとまった面積での省力樹形又は整列樹形(園地内の作業道を確保し、慣行樹形の果樹を当該作業道に沿って整列して植栽する栽培方法をいう。)のいずれか及び機械作業体系の導入と併せて、早期成園化や成園化までの経営の継続・発展に係る取組に要する経費を一体的に補助する事業とする。

## (2) 担い手育成型

持続的生産要領Iの第1の3の(2)の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保  
・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費を支援する事業とする。

2 (略)

## (中央協会が特認する支援対象者)

第53条 持続的生産要領Iの第1の3の(3)のウの(カ)及び(2)のウの(サ)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、体制や業務の実績等からして本事業を行うにふさわしいと中央協会が認める者をいうものとする。

## (補助対象となる取組等)

第54条 本事業による補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、新産地育成型及び既存産地改良型にあっては持続的生産要領Iの第1の3の(1)のエの表に、担い手育成型にあっては持続的生産要領Iの第1の3の(2)のエの表にそれぞれ示されているとおりとする。

## (事業実施計画の承認等)

第55条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、持続的生産要領Iの第1の3の(1)新産地育成型及び既存産地改良型並びに(2)担い手育成型の未来型果樹農業等推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出する。

## 新

- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第58条に定めるところにより事前確認を行うものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を次条第2号の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、次条第2号の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第56条の(2)の交付申請と併せて採択基準のチェックリスト(中央協会の業務方法書別紙1)を中央協会に提出するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条第2号の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第56条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 本会は、持続的生産要領Iの第2の3の(1)のシの補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

### (事業の実績報告及び補助金の交付)

第57条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3)～(4) (略)

### (産地協議会による事前確認及び事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第58条 第55条第2号の事前確認及び前条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Iの第1の3の(1)のウ、エ、オ及びカの要件並びに第19条及び第20条の要件をすべて満たしていることを確認する。
- (2)～(6) (略)

### (事業実施状況の報告等)

第59条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第58条に定めるところにより事前確認を行うものとする。加えて、担い手育成型の場合は、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Iの第1の3の(2)のオの(ア)で定める内容を事業の実績報告までに確実に産地計画に位置付けるものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第57条の(2)の交付申請と併せて、本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第56条の(2)の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。なお、担い手育成型の場合は、第56条の(2)の交付申請と併せて採択基準のチェックリスト(中央協会の業務方法書別紙1)を中央協会に提出するものとする。
- (5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第56条の(2)の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第56条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) (略)
- (2) 本会は、持続的生産要領Iの第2の3の(12)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものとし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

#### (事業の実績報告及び補助金の交付)

第57条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) (略)
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第58条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3)～(4) (略)

#### (産地協議会による事前確認及び事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第58条 第55条第2号の事前確認及び第57条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

- (1) 果樹経営支援対策事業の整備事業に係る事前確認は、持続的生産要領Iの第1の3の(1)のウ、エ及びオ又は(2)のウ、エ及びオの要件及び第19条及び第20条の要件をすべて満たしていることを確認する。
- (2)～(6) (略)

#### (事業実施状況の報告等)

第59条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度まで毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、本会への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

## 新

### (事業の評価)

第60条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 (略)

第61条 (略)

### 第5節 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業

#### (事業の内容及び実施者)

第62条 果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の実施により、果樹産地における新たな担い手の確保・定着に向けた、産地の新規就農者等受入体制の整備として、研修又はリース・譲渡向けの園地の整備等に要する経費や、新規就農者等に対しての技術指導・園地管理を行うために必要な経費等を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

#### (補助対象となる取組等)

第63条 本事業による補助対象となる取組は、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の(4)の表に示されているとおりとする。

#### (事業実施計画の承認等)

第64条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次にヨルものとする。

- (1) 支援対象者は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の(3)の果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業実施計画(以下、本節において「事業実施計画」という。)を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち優良品目・品種への転換等及び小規模園地整備に関する取組について、第67条に定めるところにより事前協議を行うものとする。また、産地協議会は、産地における担い手確保の方策について支援対象者や関係機関と検討し、持続的生産要領Ⅰの第1の4の(5)のアで定める内容を事業の実績報告までに確実に産地計画に位置付けるものとする。
- (3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を次条第2号の交付申請と併せて本会に提出する。
- (4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、次条第2号の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。また、次条第2号の交付申請と併せて採択基準チェックリスト(別紙1)を中央協会に提出するものとする。

#### (補助金の交付申請)

第65条 本事業の補助金交付の申請手続きは、以下により行うものとする。

- (1) 補助金交付の申請は、当該年度に事業を実施する取組ごとに行うものとする。
- (2) 補助金交付の申請手続きは、第26条に準じて行うものとする。

旧

(事業の評価)

第60条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、担い手育成型の場合、支援対象者は、本会への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2 (略)

第61条 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

## 新

### (事業の実績報告及び補助金の交付)

第66条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了してときは、取組をそれぞれ又はまとめて実績報告兼支払請求書を作成し、産地協議会に提出するものとする。
- (2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。
- (3) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

### (産地協議会による事前確認及び事後確認並びに4年後及び8年後の確認)

第67条 第64条第2号の事前確認及び前条第2号の事後確認は、次により行うものとする

- (1) 事前確認は、持続的生産要領Ⅰの第1の4の(3)、(4)及び(5)の要件並びに第19条及び第20条の要件をすべて満たしていることを確認する。
- (2) 果樹経営支援対策事業の整備事業と同じメニューの支援対象に係る事後確認は、第32条に準じて行う。
- (3) 「省力技術研修」に係る事後確認は、研修が実施された以降に行い、出席表、研修資料等により目的とする研修に参加したこと及び経費を確認する。
- (4) 「技術指導・管理委託」に係る事後確認は、技術指導及び園地管理が実施された以降に行い、契約書、活動実績を記録した資料等により目的とする取組が行われたこと及び経費を確認する。
- (5) 4年後及び8年後の確認は、第33条に準じて行う。

### (事業実施状況の報告等)

第68条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度までに毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、支援対象者は、本会への事業実施状況の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じて適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

### (事業の評価)

第69条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。ただし、支援対象者は、本会への自己評価結果の報告に先立ち、産地協議会にその内容を協議するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じて適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

### (補助金交付事務の委託)

第70条 支援対象者は、第65条及び第66条に関する事務を生産出荷団体に委任することができるものとする。

第6節 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業

第71条～第72条 (略) : 条文番号変更

旧

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

第5節 苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業  
第62条～第63条 (略)

## 新

### (事業実施計画の承認)

第73条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(6)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、次条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第74条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第75条～第77条 (略) : 条文番号変更

### 第7節 苗木安定確保対策事業のうち省力的苗木生産体制推進事業

#### (事業内容及び実施者)

第78条 省力的苗木生産体制推進事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、ポット苗栽培等の省力的な苗木生産体制の整備に要する経費を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの3の(3)に定められた苗木生産者とする。

#### (補助対象となる取組等)

第79条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、1／2以内とする。

#### (事業実施計画の承認)

第80条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(8)の省力的苗木生産体制推進事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、次条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

#### (補助金の交付の申請)

第81条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の3の(10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

#### (事業の実績報告及び補助金の交付)

第81条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

(事業実施計画の承認)

第64条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(6)の優良苗木生産推進事業実施計画(以下、本条及び次条において「事業実施計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の1の(11)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、第65条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第65条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

(補助金の交付及び額等)

第65条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の(11)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

第66条～第68条 (略)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

## 新

### (事業実施状況の報告等)

第82条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度までに毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じて適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

### (事業の評価)

第83条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

## 第8節 苗木安定確保対策事業のうち苗木契約生産拡大支援事業

### (事業内容及び実施者)

第84条 苗木契約生産拡大支援事業は、省力樹形の導入等に必要な苗木の安定生産・供給に向け、契約に基づく苗木の生産拡大に伴い必要となる安定生産技術の導入に要する経費を支援する事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

3 前項の事業の支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの4の(3)に定められた苗木生産者とする。

### (補助対象となる取組等)

第85条 補助対象となる取組は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(4)に示されているとおりとする。

2 補助率は、定額とする。

### (事業実施計画の承認)

第86条 支援対象者は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(8)の苗木契約生産拡大支援事業実施計画(以下、本節において「事業計画」という。)を作成し、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(10)のアの交付申請と併せて本会に提出する。

2 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、次条の交付申請と併せて、中央協会に協議するものとする。

3 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに支援対象者に通知するものとする。

### (補助金の交付の申請)

第87条 本会は、持続的生産要領Ⅱの第1の4の(10)の補助金の交付申請があった場合には、その内容を確認の上、これを取りまとめ、中央協会に交付を申請するものし、中央協会から補助金交付決定通知を受けたときは、速やかに補助金の交付決定を行うものとする。

### (事業の実績報告及び補助金の交付)

第88条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。

(2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。

(3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定通知を受けた場合は、速やかに補助金の額を確定し、支援対象者に通知するとともに、補助金の交付があったときは、速やかに支援対象者に補助金を交付するものとする。

旧

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

## 新

### (事業実施状況の報告等)

第89条 支援対象者は、事業実施後、目標年度の前年度までに毎年度、当該年度における事業の実施状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じて適切な措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

### (事業の評価)

第90条 支援対象者は、目標年度の翌年度に成果目標の達成状況の報告書を作成し、7月末日までに本会に報告するものとする。

2 本会は、前項により報告があった場合、必要に応じ改善計画を提出させるなどの措置を講じ、報告書に措置の内容を添えて、9月末日までに中央協会に提出するものとする。

## 第9節 花粉安定確保対策事業

### (事業の内容)

第91条 花粉安定確保対策事業は、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、なしやりんご、キウイフルーツ等の品目について、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 (略)

## 第92条 (略) : 条文番号変更

### (補助対象となる取組等)

第93条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第2の4に示されているとおりとする。

2 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び第5号の受益面積の要件は適用しない。

### (事業実施計画の承認等)

第94条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第97条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を次条の交付申請と併せて、本会に提出する。

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に次条の交付申請と併せて、協議するものとする。

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、次条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

## 第95条 (略) : 条文番号変更

(新規)

(新規)

## 第6節 花粉安定確保対策事業

(事業の内容)

第69条 花粉安定確保対策事業は、海外からの輸入花粉に依存している品目について、海外での病害の発生等による花粉不足のリスクを軽減し、国内での花粉の安定的な生産・供給を図るため、花粉専用樹の新植・改植や機械のリース導入等を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、本会とする。

## 第70条 (略)

(補助対象となる取組等)

第71条 補助対象となる取組、補助対象経費及び補助率は、持続的生産要領Ⅱの第2の4に示されているとおりとする。

2 改植・新植及び小規模園地整備を行う果樹園の要件は、第19条の整備事業の対象果樹園の要件を満たすものとする。また、事業実施の要件は、第20条の整備事業の実施の要件を満たすものとする。ただし、第20条第3号の実施面積及び5号の受益面積の要件は適用しない。

(事業実施計画の承認等)

第72条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により支援対象者から事業実施計画が提出されたときは、当該事業実施計画のうち小規模園地整備及び改植・新植に関する取組について、第75条に定めるところにより事前確認を行うものとする。

(3) 産地協議会は、事前確認後、事業実施計画が産地計画に照らして適切であると認められるときは、その旨を支援対象者に通知し、支援対象者は、当該計画を第73条の交付申請と併せて、本会に提出する。

(4) 本会は、事業実施計画を承認しようとするときは、あらかじめ知事と協議した上で、中央協会に第73条の交付申請と併せて、協議するものとする。

(5) 本会は、中央協会から承認の通知があったときは、事業実施計画を承認することとし、承認後、第73条の交付決定の通知と合わせ、速やかに産地協議会を経由して支援対象者に通知するものとする。

## 第73条 (略)

## 新

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第96条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第97条 第94条第2号の事前確認及び前条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

第98条～第99条 (略) : 条文番号変更

(補助金交付事務の委任)

第100条 支援対象者は、第95条及び第96条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第10節 果汁特別調整保管等対策事業

第101条 (略) : 条文番号変更

第11節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第102条～第103条 (略) : 条文番号変更

第12節 果実流通加工対策事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第104条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の事業の実施者は、本会、生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、中央協会に限る。

第104条 (略) : 条文番号変更

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第105条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第80条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第75条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(4) (略)

(産地協議会による事前確認及び事後確認)

第75条 第72条第2号の事前確認及び第74条第2号の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(2) (略)

第76条～第77条 (略)

(補助金交付事務の委任)

第78条 支援対象者は、第73条及び第74条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

第7節 果汁特別調整保管等対策事業

第79条 (略)

第8節 自然災害被害果実加工利用促進等対策事業

第80条～第81条 (略)

第9節 果実加工需要等対応産地強化事業

第1款 国産果実競争力強化事業

(事業の内容等)

第82条 国産果実競争力強化事業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の事業の実施者は、本会及び生産出荷団体、生産出荷団体が構成員になっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている国産かんきつ果汁製造業者その他農産局長が適当と認めた者とする。ただし、前項の(2)の取組については、中央協会に限る。

第83条 (略)

第2款 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業

(事業の内容等)

第84条 加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業は、慢性的な供給不足となっている加工・業務用等の果実の生産・流通実態を踏まえ、生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するために契約取引等による計画的な取引手法の実証、加工原料用果実の選別及び出荷体制の構築並びに加工専用産地を育成するための産地における・業務用果実の安定供給に向けた作柄安定技術や省力化技術の実証、加工専用園地における有機栽培への転換に要する経費を交付する事業とする。

2 (略)

新

第106条 (略) : 条文番号変更

(削 除)

## 第85条 (略)

### 第10節 果実輸送技術実証支援事業

(事業の内容等)

#### 第86条 果実輸送技術実証支援事業は、以下に掲げる事業とする。

##### (1) 果実輸出効率化支援事業

国産果実を船便等により低コストで安定的に海外の消費者に供給するために、リーファー  
コンテナ等の効率的な活用や輸出に取り組む産地の連携による混載輸送等の効率的な物流体  
制の構築に係る検討及び実証を行う事業とする。

##### (2) 果実輸出鮮度保持技術導入支援事業

国産果実を船便等により低コストで品質を維持しながら海外の消費者に供給するために、  
長時間輸送を可能とする鮮度保持技術や損傷防止資材等による長時間輸送時の品質劣化防止  
技術等の開発に係る検討及び実証を行う事業とする。

2 前項の事業の実施者は、生産出荷団体、生産出荷団体と連携して取り組む物流事業者、輸出事業者、資機材製造業者等及び生産者、生産出荷団体、物流事業者、資機材製造業者等で構成する協議会とするものとする。なお、輸出事業計画の承認を受けたものについては優先採択を行う。

(補助金の交付及び額等)

第87条 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)のアの補助金の交付の申請と第5条第2項に  
より承認された事業実施計画を照合の上、補助金の交付決定通知と合わせて、事業実施者に事  
業実施計画を承認する旨、通知するものとする。

2 前項の補助金の補助率は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(2)の表の補助率の欄に定める補  
助率とする。

3 本会は、持続的生産要領Ⅲの第2の4の(1)により、事業実績報告兼支払請求書の提出があ  
った場合には、内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、当該補助金の支払を行うものと  
する。

### 第11節 国産花粉緊急確保実証事業

(事業の内容)

第88条 国産花粉緊急確保事業は、果樹緊急総合対策支援事業として農産局長が別に定めるところ  
により、翌年度の開花期に必要な人工授粉用のなし及びりんご花粉を緊急的に確保するため、支  
援対象者が実施する、産地が一体となった花粉確保のための体制構築の取組及び剪定枝等を活用  
した花粉採取技術の実証等に要する経費を補助する事業とする。

2 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標  
 及び推進指導体制は、農産局長が別に定めるところによる。

(事業実施計画の手続き)

第89条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、農産局長が別に定めるところにより行うもの  
とする。

(補助金の交付申請)

第90条 本事業の補助金交付の申請手続きは、農産局長が別に定めるところにより行うものとする。

2 本会は、中央協会から、補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨通知がな  
 された場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

## 新

(削除)

(削除)

### 第13節 果樹先導的取組支援事業

#### 第107条 (略) : 条文番号変更

(補助対象となる取組)

第108条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

- (1) 第15条第1号で定める省力樹形や省力的な植栽方法、優良品目・品種(試験研究結果等によって高温に対する適応性があると認められた品種の場合はこの限りではない。)への転換等(改植・新植と一緒にとして行う果樹棚の整備を含む。)及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理(第15条第3項で定める大規模効率生産を含む。)
  - (2) 第15条第2号で定める小規模園地整備(大規模効率生産を含む。以下11号まで同じ。)
  - (3) 第15条第4号で定める用水・かん水設備の整備
  - (4) 第15条第5号で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
  - (5) (略)
  - (6) 高温障害の発生低減に向けた資機材(債務冷房、遮光資材及び土壤被覆資材)の導入
  - (7)~(9) (略)
  - (10) 栽培環境整備(果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入及び第16条第3号で定める一斉改植支援をいう。)
  - (11) (略)
  - (12) 推進事務(第1号から第11号までの取組を実施するための指針事務をいう。)
- 2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、品目等転換検討・調査については定額(2万円/10a、1経営体当たり上限20万円)、栽培環境整備(一斉改植支援を除く。)については定額(30万円/10a以内)、一斉改植支援に必要な経費については定額56万円/10a)、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額(22万円/10a)とし、研修の開催等及び本会が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。
- 3 (略)
- 4 第1号及び第10号の取組のうち一斉改植支援の対象とする園地は、地域計画の区域内(地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。)であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であることとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第91条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第92条 事業の実施状況報告、評価及び収益納付の手続きは、農産局長が別に定めるところによるものとする。

第12節 果樹先導的取組支援事業

第93条 (略)

(補助対象となる取組)

第94条 補助対象となる取組は、以下のとおりとする。

- (1) 第15条の(1)で定める省力樹形や省力的な植栽方法、優良品目・品種への転換等(改植・新植と一体として行う果樹棚の整備を含む。) 及び本事業による改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理
  - (2) 第15条の(2)で定める小規模園地整備
  - (3) 第15条の(4)で定める用水・かん水設備の整備
  - (4) 第15条の(5)で定める園地管理軌道施設、防霜設備及び防風設備
  - (5) (略)  
(新規)
  - (6)～(8) (略)
  - (9) 栽培環境整備(果樹から茶又は花きへの転換後に新たに必要となる生産資材等の導入をいう。)
  - (10) (略)
  - (11) 推進事務((1)から(10)までの取組を実施するための指針事務をいう。)
- 2 補助金の補助率は、支援対象者が行う取組の必要な経費の1/2以内とする。ただし、改植・新植に伴い発生する未収益期間における幼木管理に必要な経費については定額(22万円／10a)とし、品目等転換検討・調査、栽培環境整備、研修の開催等及び本会が行う取組である推進事務に必要な経費については定額とする。

3 (略)

(新規)

## 新

(中央協会が特認する支援対象者)

第109条 先導支援要綱 I の第 2 の 3 の(7)の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第 2 の 1 の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の取組については、第14条第 1 項で中央協会が認める者とし、先導支援要綱第 2 の 1 の(4)、(5)及び(10)の取組については、第14条第 2 項で中央協会が認める者とする。

第110条～第111条 (略) : 条文番号変更

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第112条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、次条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(5) (略)

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに 4 年後及び 8 年後の確認)

第113条 第110条の(2)の事前確認及び前条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(5) (略)

(4) 先導支援要綱 I の第 4 の(3)の要件の確認は、前号の 4 年度の確認と併せて行う。

ただし、先導支援要綱第 2 の 1 の(4)のうち技術の実証の取組については事業実施の翌年度までに確認することとする。

(補助金交付事務の委任)

第114条 支援対象者は、第111条及び第112条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第115条 第108条の(7)の取組の実施にあたっては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 (略)

(大規模効率生産に当たっての実施体制)

第116条 第12条第 3 項の大規模効率生産に係る取組については、別途定める評価委員会を設置し、その内容を本会に報告するものとする。

(削除)

(削除)

(中央協会が特認する支援対象者)

第95条 先導支援要綱 I の第 2 の 3 の (6) の「事業実施主体が特に必要と認める者」は、先導支援要綱第 2 の 1 の(1)、(2)、(3)、(6)、(7)、(8)及び(9)の取組については、第14条第 1 項で中央協会が認める者とし、先導支援要綱第 2 の 1 の(4)、(5)及び(10)の取組については、第14条第 2 項で中央協会が認める者とする。

第96条～第98条 (略)

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第98条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

(1) (略)

(2) 産地協議会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出されたときは、第99条に定めるところにより事後確認を行い、適切であると認められるときは、本会に提出するものとする。

(3)～(5) (略)

(産地協議会による事前確認、事後確認並びに 4 年後及び 8 年後の確認)

第99条 第96条の(2)の事前確認及び第98条の(2)の事後確認は、次により行うものとする。

(1)～(5) (略)

(4) 先導支援要綱 I の第 4 の(3)の要件の確認は、前号の 4 年度の確認と併せて行う。

ただし、先導支援要綱第 2 の 1 の(4)のうち技術の実証の取組については事業実施の翌年度までに確認すること。

(補助金交付事務の委任)

第100条 支援対象者は、第97条及び第98条に関する事務を、生産出荷団体に委任することができるものとする。

(大規模実証の取組に係る実施体制)

第101条 第94条の(6)の取組の実施にあたっては、県や生産出荷団体等により組織する協議会等により、試験区の設定、事業の評価、検証を行うこととし、その内容を本会に報告するものとする。

2 (略)

(新規)

### 第13節 花粉供給緊急対策事業

(事業の内容)

第102条 花粉供給緊急対策事業は、果樹強靭化対策要領に基づき、国産花粉を確保するため以下の取組に対して支援する事業とする。

(1) 花粉の安定生産に向けた産地の取組

(2) 花粉の全国流通等に向けた取組のうち花粉節約技術の実証

2 本事業の事業実施者、支援対象者、補助対象となる取組、補助対象経費、補助率、成果目標及び推進指導体制は、果樹強靭化対策要領の定めるところによるものとする。

新

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

### 第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第117条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレーニングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業並びに果樹先導的取組支援事業を除く。)までに掲げる事業 等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第118条 (略) : 条文番号変更

(報告の徵取及び閲覧)

第119条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者(以下「事業関係者」という。)に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第33条に定める事後確認に關係する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

(事業実施計画の手続き)

第103条 本事業の事業実施計画の承認等の手続きは、果樹強靭化対策要領の第8の1の(2)に定めるところにより行うものとする。なお、支援対象者は、事業実施計画の提出と併せて取組状況確認シート(中央協会の業務方法書別紙2)を本会に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第104条 本事業の補助金交付の申請手続きは、果樹強靭化対策要領の第10に定めるところにより行うものとする。

2 本会は、果樹強靭化対策要領の第8の1の(2)に定めるところにより提出された事業実施計画と補助金交付の各申請を中央協会に対して行い、同協会から補助金の交付決定通知と併せて事業実施計画を承認する旨の通知がなされた場合、支援対象者に対して速やかに通知するものとする。

(事業の実績報告及び補助金の交付)

第105条 事業の実績報告及び補助金の交付の手続きは、次によるものとする。

- (1) 支援対象者は、取組が完了したときは、実績報告兼支払請求書を作成し、本会に提出するものとする。
- (2) 本会は、前号により実績報告兼支払請求書が提出された場合は、その内容について確認を行い、速やかに中央協会に提出するものとする。
- (3) 本会は、中央協会から補助金の額の確定と支払に関する通知がなされた場合、速やかに支援対象者に対して補助金を交付するものとする。

(事業の実施状況報告、評価及び収益納付)

第106条 事業の実施状況報告、評価及び収益納付の手続きは、果樹強靭化対策要領に定めるところによるものとする。

第3章 その他

(都道府県推進事務費)

第107条 本会は、果樹に関する情報の収集・提供及び第3条第1項第1号から第2号(ただし、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業及び花粉安定確保対策事業を除く。)までに掲げる事業等の円滑な推進に資するため、中央協会に対し都道府県推進事務費の交付を申請する。

第108条 (略)

(報告の徴取及び閲覧)

第109条 本会は、必要があると認めるときは、事業に関連する必要な範囲において支援対象者、生産者補給金の交付者、契約会員及び事業実施者(以下「事業関係者」という。)に対し、業務及び資産の状況その他必要な事項について報告させ、また、会員の事務所その他事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を調査することができる。

2 本会及び事業関係者は、この対策に係る帳簿を備え、かつ、証拠書類を補助金等の交付が完了した日の翌年度から起算して5年間整備保管する。

ただし、第32条第2号及び第3号に定める事後確認に關係する必要な書類及びこのほか必要な書類の保管期間を延長するものとする。

## 新

### 第120条～第121条 (略) : 条文番号変更

#### (利益等排除)

第122条 補助対象経費の中に支援対象者の親会社や関連会社からの製品の調達(施行を含む)が含まれる場合は以下の第1号から第3号に定める利益等排除の考え方へ従うものとする。なお、利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省第59条)第8条に規定されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社とする。

##### (1) 支援対象者の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価は、当該調達品の製造原価(又は生産原価)とする。

##### (2) 100%同一の資本に属するグループ会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該調達品の製造原価(又は生産原価)とする。

##### (3) 支援対象者の関係会社からの調達の場合

取引価格をもって補助対象経費とする。ただし、補助金の上限は当該製造原価(又は生産原価)と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費の合計額とし、当該製造原価(又は生産原価)と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額が証明できない場合は、補助対象としない。

なお、「製造原価(又は生産原価)」及び「販売費及び一般管理費」については、関係資料等により、それが当該調達品に対する経費であることが証明されること。

#### (財産処分等の手続)

第123条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業、果樹型トレンジングファーム推進条件整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、省力的苗木生産体制推進事業及び苗木契約生産拡大支援事業、花粉安定確保対策事業並びに果樹先導的取組支援事業にあっては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2～5 (略)

6 事業実施者は、第25条の(1)の整備事業実施計画及び第110条の(1)の先導果樹実施計画の作成に当たり、前条の定める利益等排除が適切になされていることを確認するものとする。

7～8 (略)

### 第124条～第126条 (略) : 条文番号変更

日

第110条～第111条 (略)

(新規)

(財産処分等の手続)

第112条 事業実施者(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条例整備事業、苗木安定確保対策事業のうち優良苗木生産推進事業、花粉安定確保対策事業、果樹緊急総合対策支援事業、果樹先導的取組支援事業及び花粉供給緊急対策事業にあっては支援対象者。以下同じ。)は、事業により取得し、又は効用の増加した財産(ただし、機械及び器具については1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。)について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定められている処分制限期間(ただし、当該農林省令で定めのない財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間)内に当初の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房經理課長通知。以下「承認基準」という。)の定めるところに準じ、本会の承認を受けなければならない。

また、本会が当該申請の内容を承認するときは、あらかじめ、中央協会の承認を受けなければならない。

2～5 (略)

(新規)

6～7 (略)

第113条～第115条 (略)

## 新

### (各種施策との連携)

第127条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事業実施者を除く。) 並びに果実流通加工対策事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。

### (附則)

- 1 この業務方法書は、令和7年6月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 持続的生産要領第2の2の(4)の規定に基づき、農産局長が定めた自然災害等の被害を受けた果樹について実施する改植等で、令和7年度事業計画承認以前に着手したものについては、令和7年度の事業計画に含めて申請・承認できるものとする。

(各種施策との連携)

第116条 担い手の不足高齢化など、生産現場が直面する課題に対応し、農業における生産性を向上させるため、果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業、未来型果樹農業等推進条件整備事業及び果樹先導的取組支援事業の実施に当たっては産地計画を策定した協議会及び生産出荷団体等(事業実施者を除く。)、果実加工需要等対応産地強化事業及び果実輸送技術実証支援事業の実施に当たっては事業実施者(本会を除く。)は、先進技術の導入など科学技術イノベーションに資する取組の導入に努めるものとする。